

令和 8 年度輸出先国規制対応支援事業

(輸出先国から求められる認証・検査等への支援)

1. 本事業の概要

輸出先国が求める 認証取得、規制対応、輸出前検査、適合宣言書作成、施設登録 など、輸出の障害となる要件への対応を支援する補助事業です。



海外の取引先から FSSC22000
を求められているけど、
経費負担が…。



FSSC22000 取得のおかげで、
海外への販売先が広がった！

2. 補助対象となる取組例

① 国際的に通用する認証等の 新規取得支援	新規取得に必要な、コンサルティング、翻訳、内部文書・技術文書の整備、施設情報整備、試験・分析、申請書類の印刷、監査前点検、監査対応の出張等に係る経費を支援します。
② 輸出先国の規制導入、改正等への 対応支援	輸出先国の法令等の新規策定・改正に伴い令和 8 年度から過去 3 年以内もしくは今後 3 年以内に導入される規制への対応として、適合性評価、試験・分析、表示の確認、関連書類の作成・印刷などに係る経費を支援します。
③ 輸出先国の法令等に基づく 検査支援	インドネシア、フィリピン等で輸出先国から輸出前検査が法令で義務付けられている場合、その残留農薬等の検査・分析に要する経費を支援します。 (自主的な確認検査は対象外)
④ 輸出先国が求める食品接触材、 容器包装等に必要な対応支援	EU 規則に基づく適合性評価（移行試験・材質試験）、表示切替、適合宣言書（DoC）作成、技術文書の印刷などに係る 経費を支援します。
⑤ 輸出先国から求められる施設、 製品等登録支援	輸出先国が求める施設・製品の登録に必要な、コンサルティング、翻訳、内部文書・技術文書の整備、施設情報整備、試験・分析、申請書類の印刷等に係る経費を支援します。

3. 交付対象者

申請できるのは以下の法人・団体です。

民間事業者	食品事業者団体
商工業者・農林漁業者の団体	一般社団法人・一般財団法人
NPO 法人	独立行政法人・地方独立行政法人
事業協同組合	法人格を有しない団体（特認団体） ※別途承認を受ける必要があります。

4. 補助率・補助上限

補助率：1/2 以内

補助対象事業費：34,000 千円の範囲内

5. 補助対象となる経費例

経 費 区 分	内 容
役 務 費	翻訳、通訳、分析、試験、加工、保守等
印刷製本費	申請資料、説明資料、パンフレット等
消 耗 品 費	事務用品・資材等
旅 費	国内外出張（交通費・宿泊費等）
人 件 費	事業に直接従事する職員の直接作業時間に対する給与・手当 （算定は農水省通知に準拠。謝金対象者は不可）
謝 金	事業に必要な知識提供等を行った外部専門家への謝礼
賃 金	新規雇用者への実働に応じた対価（算定は規則や公的規程に準拠。計画時根拠、出勤簿、源泉徴収が必要）
使用料・賃借料	会議室使用料や備品・車両の賃借料、学会参加費（所有会議室への支払いは不可）
委 託 費	事業の一部を専門的な外部の第三者へ委託する経費（ただし委託総額は事業費の2分の1以内）
通 信 運 搬 費	必要な通信費・機器使用料等

6. 事業期間

令和9年2月28日まで

7. 申請手続きについて

申請手続きの詳細（提出書類、様式、審査方法等）は、**実施規程および様式をご確認ください。**

公募開始



事業計画提出



審 査 会



採 択



交付申請



事業着手

公募の締め切りから採択まではおよそ1か月を目途にしています。

8. 問い合わせ先

一般社団法人 食品衛生登録検査機関協会 (seskkk-hojo@road.ocn.ne.jp)

本事業への申請窓口は、一般社団法人食品衛生登録検査機関協会 となります。

申請に関する情報は web ページをご確認ください。 <https://www.ariafh.or.jp/>

